

部局名	健康福祉部	所属名	長寿支援課 地域包括支援センター	所属長名	古江 伸二	電 話	483-1151 内線2285
-----	-------	-----	------------------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード		9127		事務事業名称		地域包括支援センター運営事業					短縮コード		経常	9127		臨時			
予算区分		会計	35	介護保険事業特別会計		款	04		地域支援事業		項	03		包括的支援・任意事業		目	01	包括的支援事業	
区 分		☐ 自治事務				☒ 法定受託事務		根拠法令等		介護保険法第115条の38の1の2～5 介護保険法第115条の39 地域支援事業の実施について（平成20年3月31日老発第0331013号厚生労働省老健局長通知）地域包括支援センターの設置について（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）									
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）																			
平成18年4月より介護保険法の一部改正に伴い、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域の中核拠点として八千代市地域包括支援センターを設置。センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、担当圏域に居住する高齢者等に対する総合相談支援等包括的支援事業を開始した。																			
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測						総合計画の施策体系	5本の柱（章）		01	健康福祉都市をめざして									
平成18年3月まで市内5か所に開設されていた在宅介護支援センターに替わり、地域の高齢者の総合相談窓口としての機能を担うこととなった。現在、国の示した基準に則り、市内6箇所に地域包括支援センターを設置し、専門職を常勤配置しているが、今後圏域によっては、高齢者人口が増加していく地域があり、専門職の配置数の検討が必要と思われる。							大項目（節）		03	社会保障									
							中 項 目		02	介護保険									
							小項目（施策）		01	保険サービスの充実									
細 項 目		01	実施体制の整備																
実施計画の計画事業																			
計画事業の位置付けの有無				☐	計画事業期間		～				計画事業費		千円						

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	八千代市地域包括支援センター											
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成20年度に実際に行ったこと： ①地域包括ケアの拠点として市内6箇所地域包括支援センターを設置（直営1箇所、社会福祉法人委託5箇所）。各センターに、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員を配置。 ②円滑かつ適正な運営を図ることと目的とし八千代市地域包括支援センター運営協議会を開催。 ③市直営である大和田・睦地域包括支援センターにおいて、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）を実施。 ※平成21年度に計画していること： 同上											
意図 （何を狙っているのか）	地域包括支援センターの設置及び各センターにおける包括的支援事業の円滑な実施											
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外											
区 分					単位	19年度		20年度		21年度		
						実績		計画		実績		計画
対象指標	指標1	八千代市地域包括支援センター			箇所	6		6		6		6
	指標2											
	指標3											
活動指標	指標1	大和田・睦地域包括支援センターにおける包括的支援事業に			時間	3,775		3,775		4,978		5,475
	指標2											
	指標3											
成果指標	指標1	全センターにおける相談支援等（包括的支援事業）対応件数			件	13,067		13,851		17,778		23,111
	指標2											
	指標3											
上位成果指標	指標1											
	指標2											
	指標3											

コード	9127	事務事業名称	地域包括支援センター運営事業				所属名	長寿支援課 地域包括支援センター
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			センターの設置基準や配置職種は及びセンターにおける業務内容は、法令に則り実施されるものであることに加え、事業の性質上、地域に密着し継続的な事業展開が不可欠なことから、現状どおり、市直営センターが他5箇所のセンターと連絡調整を行いながら運営していく。また、5箇所のセンターは社会福祉法人に運営委託を継続する。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止(事業完了含む)								
☐ 休止								
☒ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			高齢者人口の増加及びセンター機能強化に係る省令や通達により、各センターに配置する専門職数の増加が見込まれ、委託料の増加が見込まれる。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☐	☒		
			低 下	☐	☐	☐		

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
市民より地域包括支援センターの機能について積極的な市民周知が必要であるとの意見がだされていたため平成19年度に地域包括支援センターの愛称を公募し、「あんしん」に決定。センターの機能を周知するために、ホームページへの掲載や、公共施設窓口及び市内医療機関にもパンフレットを常設した。 また、議員より「地域包括支援センターの運営をスムーズに行うため、運営費の確保が必要」「高齢者の孤立化を防ぎ、地域での生活を支援していく上で地域包括支援センターの充実が重要」との意見が出されている。									

所属長コメント	法定受託事務であり、国の設置基準及び運営マニュアルに則り事業を継続する。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止(事業完了含む)									
☐ 休止									
☒ 現状のまま継続									